平成２６年（フ）第３４４号
札幌市白石区北郷２条７丁目１番20号
破産者　工藤　芳久
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６１号
栃木県さくら市喜連川6444番地
破産者　石川　三郎（旧姓海老原）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５３号
埼玉県草加市中央１丁目６番18号
破産者　株式会社ＤＫ工房
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
埼玉県草加市中央１丁目６番18号、登記簿上の本店所在地東京都足立区弘道１丁目14番３号
破産者　株式会社プレミアムデザイン
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
千葉県館山市沼986番地
破産者　株式会社館山補機製作所
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１４号
兵庫県赤穂郡上郡町上郡1202番地の５
破産者　株式会社やまわき組
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０５号
香川県仲多度郡琴平町166番地
破産者　有限会社岩のや
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１０３２号
福岡市中央区大濠１丁目３番５号サンリッチ大濠301号
破産者　株式会社ＷＡＴ．ＡＤ
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５号
群馬県伊勢崎市三室町5622番地２
破産者　株式会社明星産業
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1933番地11
破産者　株式会社イーブリー
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
群馬県高崎市矢島町312番地８ダイアパレス高崎ガーデンステージ105号
破産者　有限会社明翔
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１号
東京都八王子市片倉町2057番地
破産者　石本　文子（旧姓竹原）
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５８４号
東京都東村山市萩山町２丁目13番地８プラザドルフィン202
破産者　吉富　俊文
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５９４号
横浜市旭区二俣川１丁目32番地グリーンヒル二俣川210号、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区二俣川１丁目32番地グリーンヒル二俣川114号
破産者　株式会社ディプス
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６３号
横浜市栄区長沼町262番地１
破産者　有限会社良栄産業
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
新潟県上越市昭和町２丁目26番36号
破産者　株式会社ライフサポート田中
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３０号
和歌山県西牟婁郡白浜町庄川37番地の10
破産者　有限会社紀州梅丸
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１０７号
徳島県徳島市南昭和町６丁目55番地の４　佳都美マンション502号、登記簿上の住所徳島市沖浜町明治開332番地の38
破産者　有限会社修栄
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
愛媛県西条市港字新地133番地４
破産者　プラス印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０１６号
札幌市北区麻生町３丁目１番２号　そしある麻生館201号
破産者　小出　友行（旧姓奥野）
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９号
東京都大田区新蒲田３丁目26番８号　コート・クレージュ202、開始決定時の住所青森県弘前市大字外崎一丁目５番地４
破産者　奈良岡知穂
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部